

広島県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第171条第4項で準用する第120条第1項の規定により、ニホンウナギ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和8年9月3日

広島県内水面漁場管理委員会
会長 山 崎 英 治

1 指示内容

(1) 採捕を禁止する対象水産動物

全長30センチメートルを超えるニホンウナギ

(2) 採捕を禁止する期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

(3) 採捕を禁止する区域

広島県内の河川等の内水面（公共用水面及びこれと接続して一体をなす水面）。

ただし、小瀬川における広島県廿日市市浅原新市井原橋下流側右岸基部と同左岸基部を結んだ線から下流を除く。

2 適用除外

次に掲げる場合においては、この指示を適用しない。

(1) 広島県漁業調整規則（令和2年11月24日広島県規則第67号）第48条第1項の規定により知事の許可を受けた者が当該許可の範囲内で採捕する場合

(2) 国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。）が、広島県内水面漁場管理委員会に届け出て、ニホンウナギに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（国の機関又は地方公共団体から、委託、補助又はその他の関与を受けている場合を含む。）

3 指示の期間

令和8年9月3日から令和9年3月31日まで